



# 09 年度春闘妥結報告

## 基本時給 700 円・一時金制度は廃止

2009年5月8日(金) 2回の団体交渉を行い前進回答は望めないとの判断をし、何点かの継続協議を残し妥結をしました。

賃金要求については新人事制度の移行に伴い、事業所単位での判断のなか2事業所を除き基本時給 700 円・職種手当 20 円の加給・日祭日手当 30 円の改定・の回答を受け、一時金の廃止にはニュー労組としては反対を訴えてきましたが、苦渋の決断での妥結でした。

新人事制度への未変更の事業所については基本時給 670 円、一時金年間 0.7375 ヶ月を予算化、夏季一時金 0.375 ヶ月の支給で、前年を下回る回答にやむなく妥結しました。

冬季一時金については秋闘のなかで上乘せ要求を検討していきます。

## 再雇用者の賃金体系は継続協議

経営は、再雇用者は雇い止めを前提とした再契約を主張していて、退職前となんら変わらない仕事をしているにもかかわらず最低賃金ではおかしいとニュー労組は訴えています。

## 就労条件についてはすべて継続協議

- \* 契約時間と実労働を一致
- \* パート定年年齢を 65 歳に延長
- \* 人事制度に関する疑問・問題点
- \* 上司教育の徹底



◎生鮮の制服については、汚れ対策としてエプロンカバーの活用で対応していくことで妥結しましたが、クリーニングの点で、東地区(アラマーク)で汚れが落ちていない・保管仕方などで問題があり、調査を依頼し、改善を求めます。

その他に、職場の問題に対しても団交・定例交渉のなかで問題解決に取り組んでいきます。

★新人事制度への移行がスタートして各職場から様々な疑問・質問が寄せられています。

★職場集會に三役・中央代表委員が参加しますので、ぜひ開催をお願いします。